

<商登法セルフレクチャー訂正表>

頁	番号	誤	正
68		後見開始の審判は取締役及び監査役の [] に該当するため(会331), 後見開始の審判を受けた取締役 及び監査役は退任することとなる。この場合の「登記すべき事項」には、例えば、年月日取締役 [] と記載し、添付書類として [] を添付する。	削除
68	1	追加	のとき、添付書類として [] を添付する。 後見登記事項証明書又は後見開始の審判書謄本
68		規則61条8項では、代表取締役等の辞任届の偽造による会社乗っ取り等を防止するため、登記所に印鑑を提出した代表取締役等(その者の成年後見人又は保佐人が本人に代わって行う場合にあつては、当該成年後見人又は保佐人)が辞任を証する書面に [] の添付を要求する。	押印した印鑑につき市町村長の作成した印鑑証明書
69		規則61条8項が適用となるのは、以下の場合である。 [] の辞任の登記の申請 [] の辞任の登記の申請 代表取締役である取締役の辞任の登記の申請 代表執行役である執行役の辞任の登記の申請	登記所に印鑑を提出した者がある場合にあつて、規則61条8項が適用となるのは、以下の場合である。 以下変更なし

< 株式交付セルレク > 追加

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその [] とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の [] を交付することをいう（会2 32の2）

子会社
株式

株式交付親会社は、[] を作成する(774の2)。

株式交付計画

株式交付計画には、株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の [] を定めることを要する。その他、株式の譲り受けの対価の内容と割当てに関する事項、株式交付親会社が株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法及び当該新株予約権等の譲り受けの対価の内容と割当てに関する事項、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの []、株式交付の効力発生日等を定める(774の2)。

下限
申込み期日

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付親会社の商号、株式交付計画の内容等を [] しなければならない（会774の4 ）。

通知

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの [] までに、譲り渡そうとする当該株式の数等を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない（会774の4 ）。

申込み期日

[] は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定める（会774の5 前段）。

株式交付親会社

の場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が株式交付計画で定めた [] の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、当該申込者が申込みをした数よりも減少することができる（会774の5 後段、[] の原則）。

下限
割当自由

株式交付計画の承認は原則として [] である（会816の3 ・309 ）。

株主総会の特別決議

株式交付親会社が種類株式発行会社であって、対価が [] の場合は、株主総会特別決議に加えて当該種類株主を構成員とする [] が必要である（会816の3 ・324 ）。

譲渡制限種類株式
種類株主総会特別決議

株式交付をする場合には、親会社の株主に反対株主の株式買取請求権は認められているか。

認められている（会816の6 本文）
簡易手続きを除く

<p>株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く）場合には、原則として [] の全債権者に対して債権者保護手続きをすることを要する(816の8)。</p>	<p>株式交付親会社</p>
<p>株式交付親会社は、 [] に、給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける（会774の11）。</p>	<p>株式交付計画書に定めた効力発生日</p>
<p>株式交付子会社が単一株式発行会社である場合は、株式交付子会社の譲渡人に、対価として株式交付親会社の株式を交付しないこととすることができるか。</p>	<p>できない(774の3)。 なお、親会社株式とその他の財産を組み合わせることはできる。</p>
<p>株式交付子会社が種類株式発行会社である場合は、ある種類の株式の譲渡人に、株式交付親会社の株式の割当をしないこととすることができるか。</p>	<p>できる(774の3)</p>
<p>株式交付を行う場合において、対価として交付する財産の帳簿価額等の合計額が株式交付親会社の [] 資産額の [] 分の1（これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以下のときは、 [] における株式交付計画の株主總會承認決議を要しない(会816の4 本文 簡易手続き)。</p>	<p>純 5 株式交付親会社</p>
<p>下記の場合は簡易手続きをすることはできない。 いわゆる差損が生じる場合（会816の4 但書・816の3） 株式交付親会社が [] である場合（会816の4 但書） 一定の数の株式（議決権を行使できるものに限る。）を有する株主が、株式交付をする旨の通知又は公告がされた日から2週間以内に、株式交付に [] 旨を株式会社に対し通知したとき（会816の4）</p>	<p>非公開会社 反対する</p>

役員等の補償契約&保険契約セルレク

株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（補償契約）を締結することができる（会430の2）。

当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する []

費用

当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる []

損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

補償契約の内容の決定をするには、 []（取締役会設置会社にあつては、 []）の決議によらなければならない（会430の2）。

株主総会
取締役会

役員等が、会社に対して任務懈怠による損害賠償（423）を履行した場合の当該賠償金を会社が補償する契約を締結することはできるか。

できない

役員等のために締結される保険契約とは、株式会社が、 [] との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、 [] を被保険者とするものをいう（会430の3）。

保険者

役員等

役員等のために締結される保険契約の内容の決定をするには、 []（取締役会設置会社にあつては、 []）の決議によらなければならない（会430の3）。

株主総会
取締役会